

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例	京都市公衆浴場法施行細則	京都市公衆浴場法の施行に関する要綱
(趣旨) 第1条 この条例は、公衆浴場法（以下「法」という。）第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置の基準及び浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が公衆浴場について衛生上及び風紀上講じるべき措置の基準を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 一般公衆浴場 日常生活において保健衛生上必要な入浴のために設けられた公衆浴場をいう。 (2) 浴槽湯水 浴槽内の湯水をいう。 (3) 循環ろ過装置 ろ過器を通して循環させることにより浴槽湯水を浄化するための装置をいう。	(趣旨) 第1条 この規則は、公衆浴場法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、公衆浴場法（以下「法」という。）及び京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (許可の申請) 第2条 省令第1条の規定による申請は、浴場業許可申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。 (1) 営業施設の敷地の周囲おおむね350メートルの区域内の見取図（隣接する浴場及び営業施設との距離を明示すること。） (2) 営業施設の平面図及び断面図並びに構造設備の配置図 (3) 定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。） (4) その他市長が必要と認める図書	(趣旨) 第1条 この要綱は、公衆浴場法（以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（以下「省令」という。）、京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市公衆浴場法施行細則（以下「細則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語) 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。 (許可の申請) 第3条 法第2条第1項の規定による許可の申請は、省令及び細則に定めるほか、次に掲げる図書を添えて行うものとする。 (1) 構造設備の概要（第1号様式） (2) 浴槽の平面図及び断面図（浴槽内の面積及び容積の算定のための寸法を明記したものであること。） (3) 給水、給湯、排水の系統図（送水方向を記したものであること。） (4) 入浴施設に循環ろ過装置を使用する場合は循環ろ過装置の系統図（集毛器、消毒装置等の位置を明示したものであること。）並びに型式、方式及び能力を確認することができる図書 (5) 営業施設の所有者が申請者以外の場合は、使用承諾書及び借受契約書の写し（一般公衆浴場の事前許可の場合に限る。） (6) 飲用に供する水（洗面設備で使用する水、洗面設備を設けない場合については飲料水を供給する設備で使用する水。以下同じ。）に水道法の適用を受けない水（水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする貯水槽から供給を受ける水（小規模貯水槽水道という。）を除く。以下同じ。）を使用する場合は、飲用に適している旨確認できる水質検査成績書の写し (7) 浴用に供する湯水に水道法の適用を受けない水を使用する場合は、細則第10条第1項第2号に定める水質基準に適合している旨確認できる水質検査成績書の写し (8) 建築基準法第7条第4項に規定する完了検査を要する新築、増築等を伴う許可申請にあつては、建築基準法に規定する検査済証の写し (9) 消防法令適合通知書（サウナ及び岩盤浴設置の場合に限る。） (10) 電気用品安全法に規定する特定電気用品であることの表示（ひし形の中にP S Eと記載）又は旧電気用品取締法に規定する甲種電気用品型式認可マーク及び型式認可番号が記載してある説明書等（電気浴器設置の場合に限る。） (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する製造番号又は製造記号、名称、成分、用法、用量及び効能等が記載してある説明書等（医薬部外品等を使用する薬湯等設置の場合に限る。） (12) 条例第6条の規定により基準の全部又は一部を適用しないことを求める場合にあつては、施設の利用目的及び利用形態が、公衆衛生上及び風紀上支障がないことを示す資料 (13) 細則第7条第2項の規定により基準の全部又は一部を適用しないことを求める場合にあつては、施設の利用目的及び利用形態が、公衆衛生上支障がないことを示す資料 (14) 公衆浴場（その他の公衆浴場）申告書（第2号様式）（その他の公衆浴場の場合に限る。）

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例	京都市公衆浴場法施行細則	京都市公衆浴場法の施行に関する要綱
(設置の場所の配置の基準) 第3条 法第2条第3項に規定する設置の場所の配置の基準は、一般公衆浴場相互間の最短距離が 250 メートル以上であることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 一般公衆浴場について法第2条第1項の規定による許可を受けた者が、当該一般公衆浴場を廃止し、引き続き同一の場所で一般公衆浴場を経営しようとするとき。 (2) 一般公衆浴場の譲渡があった場合において、譲受人が引き続き同一の場所で当該一般公衆浴場を経営しようとするとき。 (3) 前2号に定めるもののほか、土地の状況、人口の密度その他の特別の事情により市長が公衆衛生上必要と認めたとき。 (構造設備の基準) 第4条 法第3条第2項に規定する措置の基準のうち施設の構造設備に係るものは、次に掲げるとおりとする。 (1) 浴場の玄関又はこれに類する場所には、入浴者の履物、傘その他これらに類するものを安全に保管することができる設備を設けること。 (2) 入浴者の利用に供する場所は、適切な照度を保ち、かつ、十分な換気を行うことができるものとする。 (3) 脱衣室及び浴室その他の入浴設備は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 男女別に設け、明確に区画すること。 イ 外部から見通すことができないものであること。 ウ 採光及び換気を行うため自由に開閉することができる窓を設けるこ	(許可の決定) 第3条 市長は、前条の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、その旨を文書により通知する。 (しゅん工の届出等) 第4条 一般公衆浴場（条例第2条第2項第1号に規定する一般公衆浴場をいう。以下同じ。）を新たに設置する者は、工事がしゅん工したときは、直ちに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。 2 前項に規定する者は、同項の承認を受けた後でなければ営業を開始してはならない。 (承継の届出) 第5条 省令第1条の2第1項、第2条第1項、第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出は、浴場業承継届（第2号様式）に省令第1条の2第2項、第2条第2項、第3条第2項又は第3条の2第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添えて行わなければならない。 (1) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。） (2) その他市長が必要と認める図書 (変更等の届出) 第6条 省令第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる届出書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。この場合において、浴場業を営む者の死亡又は解散により第2号に該当するときは、その相続人又は清算人がこれを行わなければならない。 (1) 第2条の申請書又は前条の届出書に記載した事項を変更したとき。 浴場業変更届（第3号様式） (2) 営業の全部又は一部を停止し、又は廃止したとき。 浴場業停止・廃止届（第4号様式） (構造設備に係る市長が公衆衛生上必要と認める基準) 第7条 条例第4条第10号に規定する市長が公衆衛生上必要と認める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 脱衣室は、次に掲げるとおりとすること。 ア 各脱衣室の床面積は、20平方メートル以上とすること。 イ 天井の高さは、床面から2.4メートル以上とすること。 ウ 床は、耐水性の材料で築造すること。 (2) 浴室は、次に掲げるとおりとすること。 ア 各浴室の床面積は、20平方メートル以上とすること。 イ 天井は、水滴の落下を防止するために適当な勾配を設けたものとし、かつ、床面から3メートル以上の高さを有するものとする。 ウ 主たる浴槽は、当該浴槽の内側の面積を4平方メートル以上とし、か	(15) その他市長が必要と認める図書 2 前項に規定する添付図書のうち、官公署が証明する図書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。 (承継の届出) 第4条 法第2条の2第2項の規定による届出は、省令及び細則に定めるほか、次に掲げる図書を添えて行うものとする。 (1) 申立書（相続であつて不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しがない場合に限る。） (2) その他市長が必要と認める図書 (変更の届出) 第5条 細則第2条の申請書又は細則第5条の届出書に記載した事項を変更したとき、省令第4条の規定による届出は、当該変更の内容を証する図書を添えて行うものとする。 (構造設備の基準) 第6条 公衆浴場の構造設備の基準は、条例、細則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情があると認められる場合については、この限りでない。 (1) 条例第4条第1号に規定する安全に保管することができる設備とは、鍵付き保管設備が望ましいものとする。 (2) 条例第4条第4号に規定する安全に保管することができる設備とは、鍵付き保管設備等、保管物を他者が持ち去ることができない設備とする。ただし、従業員が安全に保管することができる場合はこの限りでない。 (3) 条例第4条第3号イに規定する外部には、男女別に脱衣室と浴室その他の入浴設備が設けられている施設において、脱衣室と浴室その他

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例	京都市公衆浴場法施行細則	京都市公衆浴場法の施行に関する要綱														
と。ただし、照明設備及び換気設備が設けられ、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 エ 懐中電灯その他の非常用の照明器具を備えること。 (4) 脱衣室には、入浴者の衣類及び携帯品を安全に保管することができる設備及びくず入れを備えること。 (5) 浴室は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 湯気を抜くため、換気上有効な設備を設けること。 イ 床は、洗い場で使用された湯水その他の浴用に使用された湯水を停滞することなく排出することができるよう適当な勾配を設け、かつ、容易に清掃を行うことができるものとする。 ウ 床、床面から高さ 1.5 メートルまでの周壁及び浴槽は、耐水性の材料で築造すること。 (6) 浴槽湯水を循環ろ過装置を用いて再利用する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 ア ろ過器は、浴槽の規模に応じたる過能力を有し、かつ、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他の適切な方法で洗浄を行うことができる構造であるものとし、かつ、ろ過器の前に集毛器（毛髪、ごみその他の異物がろ過器に流入することを防ぐ装置をいう。）を設けること。 イ 浴槽湯水の消毒の効果が高い箇所に消毒装置を設けること。 (7) 浴槽において気泡発生装置その他の微小な水粒(みつぼ)を発生させる装置を設ける場合にあっては、その装置の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。 (8) 施設において生じた汚水を下水管、下水溝その他これらに類するものに完全に排出することができる構造設備とすること。 (9) 便所は、防臭設備及び流水式手洗い設備（給水栓から供給される流水により手を洗うことができる設備をいう。）を備えたものとし、男女それぞれの脱衣室内その他の入浴者が利用しやすい場所に設けること。 (10) 前各号に定めるもののほか、市長が公衆衛生上必要と認める基準に適合すること。 （施設管理の基準） 第 5 条 法第 3 条第 2 項に規定する措置の基準のうち施設の管理に係るものは、次に掲げるとおりとする。 (1) 施設の内部及び周囲は、清掃、消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を適切に行うとともに、清潔で衛生的に保つこと。 (2) 循環ろ過装置、浴槽その他の設備は、別に定めるところにより、清掃又は消毒を行うとともに、適切に維持管理すること。 (3) 浴槽湯水は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 入浴するのに適当な温度とすること。 イ 医薬品その他の物質を含有させ、又は電気、放射線等を作用させないこと。ただし、副浴槽（主たる浴槽以外の浴槽をいう。）の湯水に、公衆衛生上支障がないと認められる物質を含有させ、又は電気、放射線等を作用させる場合にあっては、この限りでない。 ウ 別に定めるところにより、塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。ただし、浴槽湯水に水道水を使用している場合において循環ろ過装置を使用しないときについては、この限りでない。 エ 常に満杯に保ち、湯水を十分に供給すること。 オ 1 日（循環ろ過装置を使用している場合にあっては、1 週間）に 1 回以上完全に排出すること。	つ、容積を 3.3 立方メートル以上とすること。 エ 洗い場は、入浴者の数に応じた適切な広さとし、入浴者の数に応じた適切な数の給水栓、給湯栓、洗いおけ、腰掛けその他の入浴者の利用に供する設備及び器具を備えたものとする。 オ 浴槽には、洗い場で使用された湯水その他の浴用に使用された湯水が浴槽内に流入することがないように、15 センチメートル以上の高さの縁の設置その他の措置を講じること。 カ 浴槽は、熱湯及び熱交換器が入浴者に接触することがない構造とすること。 (3) 給湯設備の給湯管及び放熱管は、入浴者に接触することがない構造とすること。 (4) 水道水以外の水を浴用に供する湯水又は飲用に供する水として使用する場合にあっては、ろ過器、消毒設備その他の使用の目的に応じた水質の調整を行うための設備を設けること。 (5) 脱衣室内その他の入浴者が利用しやすい場所に、飲用に適する水を供給する洗面設備を設けること。 (6) 蒸気又は熱気を使用して入浴させる施設は、次に掲げるとおりとすること。 ア 当該施設の出入口の扉その他の適切な場所に、当該施設の内部の入浴者の様子を確認することができる窓を設けること。 イ 床、周壁及び天井は、耐熱性の材料で築造すること。 ウ 蒸気又は熱気の放出口及び放熱管が、入浴者に接触することがない構造とすること。 エ 温度調節装置を備えるとともに、当該施設の内部に温度計及び時計を設置すること。 オ 当該施設の内部の見やすい場所に、非常用警報器その他の入浴者の安全を確保するための装置を設けること。 (7) 屋外に浴槽を設置して入浴させる施設は、雨水その他の浴槽湯水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）に適さない水が浴槽内に流入することがないようにすること。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、施設の利用目的及び利用形態を考慮し、公衆衛生上支障がないと認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準の全部又は一部を適用しないことができる。 (1) 一般公衆浴場 前項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号アからウまでに掲げる基準 (2) その他の公衆浴場（条例第 6 条に規定するその他の公衆浴場をいう。） 前項第 1 号ア及びイ、第 2 号並びに第 5 号に掲げる基準 （清掃又は消毒） 第 8 条 条例第 5 条第 2 号の規定による清掃又は消毒は、次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準により行うものとする。 <table><tr><th>設備</th><th>基準</th></tr><tr><td>ろ過器</td><td>1 週間に 1 回以上、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他の適切な方法で洗浄を行い、生物膜を除去すること。</td></tr><tr><td>浴槽湯水を循環させる配管</td><td>薬品による洗浄その他の適切な方法で定期的に洗浄を行い、生物膜を除去すること。</td></tr><tr><td>集毛器（毛髪、ごみその他の異物がろ過器に流入することを防ぐ装置をいう。）</td><td>毎日清掃すること。</td></tr><tr><td>浴槽から排出された湯水を浴槽湯水として再利用するために貯留する槽</td><td>槽内の生物膜の状況を定期的に監視するとともに、生物膜を確認したときは、速やかに、清掃及び消</td></tr></table>	設備	基準	ろ過器	1 週間に 1 回以上、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他の適切な方法で洗浄を行い、生物膜を除去すること。	浴槽湯水を循環させる配管	薬品による洗浄その他の適切な方法で定期的に洗浄を行い、生物膜を除去すること。	集毛器（毛髪、ごみその他の異物がろ過器に流入することを防ぐ装置をいう。）	毎日清掃すること。	浴槽から排出された湯水を浴槽湯水として再利用するために貯留する槽	槽内の生物膜の状況を定期的に監視するとともに、生物膜を確認したときは、速やかに、清掃及び消	の入浴設備がそれぞれ隣接している場合、当該隣接面を含まない。 (4) 条例第 4 条第 6 号アに規定する浴槽の規模に応じたる過能力とは、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力とする。 (5) 条例第 4 条第 6 号イに規定する浴槽湯水の消毒効果が高い箇所とは、浴槽湯水がろ過器内に入る直前とする。 (6) 条例第 4 条第 8 号の規定は、施設において汚水が生じない場合は適用しない。 (7) 条例第 4 条第 9 号及び細則第 7 条第 1 項第 5 号に規定するその他の入浴者が利用しやすい場所とは、脱衣後の入浴者が利用できる営業所内の範囲とする。ただし、水着又は作務衣等の入浴用の衣類（以下「水着等」という。）を着用して入浴させる施設にあっては、水着等を着用後に入浴者が利用できる範囲内に男女別に設けることとする。また、同時に 2 人以上を入浴させない施設にあっては、当該入浴者のみが利用する営業所内の範囲とする。 (8) 細則第 7 条第 1 項第 2 号オに規定するその他の措置とは、洗い場と浴槽の間に排水溝が設けられている等、洗い場で使用した湯水が浴槽内に流入しないものとする。 (9) 細則第 7 条第 1 項第 5 号に規定する洗面設備は、流水受槽式とする。 (10) 細則第 7 条第 1 項第 6 号エの温度調節装置とは、温度を調整することが可能な設備とし、自動であることに限らない。 (11) 細則第 7 条第 1 項第 6 号オに規定する非常用警報器その他の入浴者の安全を確保するための装置とは、入浴者が緊急事態を営業者又は管理者に通報することができる装置とする。 （施設管理の基準） 第 7 条 条例、細則に規定するもののほか、循環ろ過装置を利用する浴槽等の衛生管理については、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成 1 3 年 9 月 1 1 日付け健衛発第 9 5 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」に準拠すること。 2 条例第 5 条第 3 号イのただし書に規定する公衆衛生上支障がないと認められる物質を含有させ、又は電気、放射線等を作用させる場合とは、次のいずれかの場合とする。 (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の許可を受けた医薬部外品等を含有させる場合 (2) 電気用品安全法又は旧電気用品取締法に規定する型式承認を受けたものを使用する場合 (3) その他公衆衛生上支障がないと認められる場合 3 飲用に供する水に水道法の適用を受けない水を使用する場合の水質検査の項目及び頻度は、次の表に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>検査対象</th><th>検査回数</th></tr><tr><td>水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び</td><td>1 年に 1 回以上</td></tr></table>	検査対象	検査回数	水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び	1 年に 1 回以上
設備	基準															
ろ過器	1 週間に 1 回以上、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他の適切な方法で洗浄を行い、生物膜を除去すること。															
浴槽湯水を循環させる配管	薬品による洗浄その他の適切な方法で定期的に洗浄を行い、生物膜を除去すること。															
集毛器（毛髪、ごみその他の異物がろ過器に流入することを防ぐ装置をいう。）	毎日清掃すること。															
浴槽から排出された湯水を浴槽湯水として再利用するために貯留する槽	槽内の生物膜の状況を定期的に監視するとともに、生物膜を確認したときは、速やかに、清掃及び消															
検査対象	検査回数															
水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び	1 年に 1 回以上															

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例	京都市公衆浴場法施行細則		京都市公衆浴場法の施行に関する要綱			
カ 浴用に供する湯水（浴槽湯水を除く。）として再利用しないこと。ただし、施設の構造上これにより難しいときは、別に定めるところにより、塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。 (4) 前号に掲げるもののほか、浴用に供する湯水は、別に定める基準に適合するように管理し、及び検査すること。 (5) タオル、くし、かみそりその他これらに類するものを入浴者に貸与しないこと。ただし、消毒した清潔なもの（かみそりを除く。）又は未使用のものについては、この限りでない。 (6) 使用済みのかみそりを放置させないこと。 (7) 7歳以上の男女を混浴させないこと。 (8) 善良な風俗の保持に努めること。 (9) 入浴施設の衛生管理を行うため点検表による管理記録を作成すること。 (10) 前各号に定めるもののほか、市長が公衆衛生上必要と認める基準に適合すること。		毒を行い、生物膜を除去すること。	<table><tr><td>亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査等から判断して必要となる事項</td><td></td></tr></table> 注：飲用に供する水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、必要な検査を行うこと。 4 飲用に供する水の消毒は遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上となるように管理すること。		亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査等から判断して必要となる事項	
	亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査等から判断して必要となる事項					
	浴槽	浴槽湯水の排出の都度、清掃及び消毒を行うこと。				
	温泉を貯留する槽	定期的に清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。				
	(塩素消毒の基準) 第9条 条例第5条第3号ウ及びカの規定による塩素消毒は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。 (1) 浴槽湯水の遊離残留塩素濃度を1リットルにつきおおむね0.4ミリグラムに保つとともに、やむを得ず一時的にこれを保つことができない場合にあっては、1リットルにつき1ミリグラムを超えないようにすること。 (2) 浴槽湯水のモノクロラミン濃度を1リットルにつきおおむね3ミリグラムに保つこと。					
	(浴用に供する湯水の基準等) 第10条 条例第5条第4号に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 浴槽湯水 次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準に適合すること。ただし、浴槽湯水に温泉、井戸水その他水道水以外の水が使用されている場合及び医薬品その他の物質が含有されている場合において、市長が同表の濁度及び全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）の基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しない。					
	項目	検査方法	基準			
	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。			
	全有機炭素の量(全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量)	全有機炭素計測定法（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、滴定法）	1リットルにつき8ミリグラム以下であること(過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。)			
	大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令第6条に規定する方法	1ミリリットルにつき1個以下であること。			
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。				
(2) 浴用に供する湯水（浴槽湯水を除く。以下同じ。） 次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準に適合すること。ただし、浴用に供する湯水に温泉、井戸水その他水道水以外の水が使用されている場合において、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、色度、濁度、pH値及び全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）の基準の全部又は一部を適用しない。						
項目	検査方法	基準				
色度	比色法又は透過光測	5度以下であること。				

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例	京都市公衆浴場法施行細則			京都市公衆浴場法の施行に関する要綱
（基準の特例） 第6条 前2条に規定する基準について、市長は、施設の利用目的及び利用形態を考慮し、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる措置の基準の全部又は一部を適用しないことができる。 （1） 一般公衆浴場 第4条第3号ア及び第5号アからウまで並びに第5条第7号に掲げる措置 （2） その他の公衆浴場（一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。） 第4		定法		
	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。	
	p H値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。	
	全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、滴定法）	1リットルにつき3ミリグラム以下であること（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。）。	
	大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。	
	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。	
	2 条例第5条第4号の規定による検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。			
	（1） 浴槽湯水（循環ろ過装置（ろ過器を通して循環させることにより浴槽湯水を浄化するための装置をいう。）を用いて再利用したものに限る。） 次に掲げるとおりとすること。			
	ア レジオネラ属菌の検査を1年に1回以上行うこと。ただし、レジオネラ属菌に汚染される可能性が高いときは、検査の頻度を高めるものとする。			
	イ 新規に浴槽を設けたとき、又は配管設備の変更を行ったときは、前項第1号の表の左欄に掲げる項目の全てについて、同表の中欄に掲げる検査方法により検査すること。			
（2） 浴用に供する湯水（当該湯水に水道水を使用する場合を除く。）新規に浴槽を設けたとき、又は配管設備の変更を行ったときは、前項第2号の表の左欄に掲げる項目の全てについて、同表の中欄に掲げる検査方法により検査すること。				
（施設管理に係る市長が公衆衛生上必要と認める基準）				
第11条 条例第5条第10号に規定する市長が公衆衛生上必要と認める基準は、次に掲げるとおりとする。				
（1） 消毒装置は、その動作状況を確認し、適切に維持管理すること。				
（2） 温泉を貯留する槽内の湯の温度は、摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難いときは、レジオネラ属菌が増殖しないようその湯を定期的に消毒すること。				
（3） 脱衣室又は浴室の入浴者が見やすい場所に、浴槽に入る前に身体を洗うことその他の入浴上の注意事項を表示すること。				
（4） 入浴者が飲用に適さない湯水を誤飲することを防ぐための措置を講じること。				
（5） 条例第5条第4号の規定による検査の結果の記録及び同条第9号に規定する管理記録を3年間保管すること。				

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例	京都市公衆浴場法施行細則	京都市公衆浴場法の施行に関する要綱
条第3号ア及びイ、第5号アからウまで並びに第8号並びに第5条第3号イ及びエ並びに第7号に掲げる措置		適用しない場合、「公衆浴場における衛生等管理要領等について（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）」（以下「要領」という。）に記載の脱衣室の床面積の計算式により算出される面積以上の床面積をそれぞれ確保すること。 (3) 細則第7条第2項の規定により同条第1項第1号イに掲げる基準を適用しない場合、床面から2.1メートル以上の天井の高さを確保すること。ただし、建築基準法に規定する建築物に当たらない場合はこの限りでない。 (4) 温湯等を使用して入浴させない施設の場合、細則第7条第2項の規定により同条第1項第5号に掲げる基準を適用しないことができる。ただし、脱衣室その他の入浴者の利用しやすい場所に入浴者が自由に飲用できる飲用に供する水を供給する設備を設けること。 （浴室その他の入浴設備に関する基準の特例） 第9条 浴室その他の入浴設備に関する基準の特例を適用できるのは、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 介護風呂の場合、条例第6条の規定により条例第4条第3号ア及び第5条第7号に掲げる基準を適用しないことができる。 (2) 入浴者が水着等を着用する施設の場合、条例第6条の規定により条例第4条第3号ア及びイ並びに第5条第7号に掲げる基準を適用しないことができる。 (3) 温湯等を使用し入浴させない施設の場合、条例第6条の規定により条例第4条第5号アに掲げる基準を適用しないことができる。 (4) 温湯等を使用し入浴させない施設であって、衛生的な清掃等の施設の管理が可能な場合、条例第6条の規定により条例第4条第5号イ及びウに掲げる基準を適用しないことができる。 (5) 細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号アに掲げる基準を適用しない場合、要領に記載の計算式により算出される面積以上の洗い場及び浴槽の床面積を確保すること。ただし、温湯等を使用し入浴させない施設にあってはこの限りではない。 (6) 温湯等を使用し入浴させない施設又は換気設備を設けることによって湯気を適切に排出できる施設の場合、細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号イに掲げる基準を適用しないことができる。 (7) 細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号ウに掲げる基準を適用しない場合、温湯等を使用し入浴させる施設にあっては、要領に記載の計算式により算出される面積以上の浴槽の面積を確保すること。 (8) 温湯等を使用し入浴させない施設であって、次のいずれかの場合、細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号エに掲げる基準を適用しないことができる。 ア サウナ及び岩盤浴であって、清潔なタオル等によって入浴者の清潔が確保できる場合 イ シャワーを設ける場合 (9) 浴槽を設置しない場合、細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号オ及びカに掲げる基準を適用しない。 （施設管理の基準の特例） 第10条 施設管理の基準の特例を適用できるのは、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 主たる浴槽の湯水について、第7条第2項各号のいずれかの場合、条例第6条の規定により条例第5条第3号イに掲げる基準を適用しないことができる。 (2) 使用の都度換水する場合、条例第6条の規定により条例第5条第3号エに掲げる基準を適用しないことができる。 （その他の基準の特例） 第11条 屋外の施設で下水管や下水溝を設置することが困難であって、下水管や下水溝の設置に代えて生じた汚水を貯留し、適切に施設外に搬出することができる設備を設置する等の措置を講じることにより

京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例	京都市公衆浴場法施行細則	京都市公衆浴場法の施行に関する要綱
(委任) 第 7 条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日の前日において京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例附則第 2 項前段の適用を受けていた公衆浴場については、当該公衆浴場の循環ろ過装置が変更されるまでの間、第 4 条第 6 号イの規定は適用しない。この場合において、当該公衆浴場の営業者は、薬剤の投与その他の浴槽湯水の消毒を適切に行うための措置を講じなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 この規則は、昭和 6 1 年 6 月 2 4 日から施行する。 附 則 (平成 6 年 3 月 1 7 日規則第 1 0 5 号) この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 1 1 年 1 1 月 2 6 日規則第 6 8 号) この規則は、平成 1 1 年 1 2 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 1 3 年 3 月 3 0 日規則第 1 6 5 号) この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 1 7 年 3 月 4 日規則第 7 1 号) この規則は、平成 1 7 年 3 月 7 日から施行する。 附 則 (平成 2 4 年 3 月 3 0 日規則第 1 1 1 号) この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 2 年 4 月 3 0 日規則第 1 0 号) この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 2 年 1 2 月 1 4 日規則第 5 7 号) (施行期日) 1 この規則は、令和 2 年 1 2 月 1 5 日から施行する。 (経過措置) 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。 附 則 (令和 3 年 7 月 2 8 日規則第 4 0 号) (施行期日) 1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。 附 則 (令和 5 年 3 月 3 0 日規則第 7 0 号) (施行期日) 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。 附 則 (令和 5 年 1 2 月 1 2 日規則第 6 1 号) (施行期日) 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日前に公衆浴場法第 1 条第 2 項に規定する浴場業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の京都市公衆浴場法施行細則第 2 条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同条第 4 号中「省令」とあるのは、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号) 第 3 条の規定による改正前の省令」とする。 3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。 附 則 (令和 7 年 3 月 2 6 日規則第 5 2 号) この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	衛生的な管理ができる場合、条例第 6 条の規定により条例第 4 条第 8 号に掲げる基準を適用しないことができる。 (補則) 第 1 2 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生担当部長が定める。 附 則 (実施期日) 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 4 日から施行する。 (経過措置) 2 要綱制定以前の様式による用紙については、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。